

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定指針

令和元年 8 月

羽生市教育委員会

学校教育部教育総務課・学校教育課

目 次

1	羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定の背景と目的……	1
2	児童生徒数の推移及び推計……………	2
3	適正規模・適正配置の基本的な考え方……………	3
4	基本方針策定の体制……………	4
5	基本方針策定のスケジュール……………	4

1 羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定の背景と目的

本市における児童生徒数は、1984年度（昭和59年度）のピークから、急激な少子化の影響により、令和元年現在で約53%に減少しており、小中学校の小規模化が進んでいます。今後の推計からも、更なる児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持はますます困難になることが予想されます。

本市の小規模校では、子どもたち一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導ができるという小規模校ならではのメリットを生かし、特色ある教育を展開してきました。しかし、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響や教職員の配置の問題、学校行事の縮小等、次第にデメリットの方が大きくなることが懸念されます。子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら、学力・学習意欲を高め、心と身体を健やかに成長させるためには、小中学校は一定の集団規模を確保することが必要であり、全国的に研究や取組が進められている小中一貫教育や義務教育学校についても見解を深め、本市の教育に効果的に取り入れていく必要があると考えられます。

また、校舎や体育館等の学校施設においても、そのほとんどが昭和50年代前後に建設されており、老朽化が進行しています。本市ではこれら学校施設の耐震補強や大規模改修工事に取り組んできましたが、今後は施設の安全と機能の維持に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

これらのことから、義務教育9年間を通し、子どもたちが自ら夢や目標を持ち、生きる力を育むことができる環境づくりを目指し、「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定します。

2 児童生徒数の推移及び推計

本市の児童生徒数は、1984年度（昭和59年度）に7,247人となって以降、年々減少しており、2019年度（令和元年度）現在では、3,844人となっております。そして2045年度（令和27年度）には2,527人になることが予想されます。

	1984(S59) 35 年前	2009(H21) 10 年前	2019(R01) 現在	2025(R07) 6 年後	2045(R27) 26 年後
児童生徒数 (対 1984 比)	7,247 人 —	4,846 人 ▲33.1%	3,844 人 ▲46.9%	3,459 人 ▲52.2%	2,527 人 ▲65.1%

学級数は、小学校において既に1校で複式学級があり、複式学級が存在する学校は、6年後は2校に、26年後には4校になっていることが予想されます。

3 適正規模・適正配置の基本的な考え方

基本方針の策定にあたり、小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 望ましい学級数の維持

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」によると、望ましい学級数は、小学校では1学年2学級以上、中学校では学校全体で少なくとも9学級以上と示されています。小学校において現在1学年2学級以上の学校は、学級数を維持、1学年1学級の学校は現在の学級数を下回らないよう、再編成を検討します。

(2) 学校施設の集約

各学校の校舎及び体育館は、建築後30年以上経過した施設が全体の85%(34棟/40棟)を占め、それぞれが老朽化しています。構造体の耐震化は完了し、大規模改修工事を実施した施設もありますが、今後全ての施設の安全の確保と機能の維持をしていくことは大変困難です。児童数の推移と学校の再編成の進捗に合わせ、過剰となった施設を廃止し、施設維持に係る財政的負担を軽減します。

併せて、老朽化した学校プール施設のあり方についても検討します。

(3) 義務教育学校の設置

児童生徒数は既にピーク時の半数近くになっており、今後も減少し続けることが見込まれます。小中一貫教育の研究を進めていくとともに、施設の建て替え時期と必要規模を考慮しつつ、将来的に中学校とその学区内の小学校を再編成し、義務教育学校を設置します。

義務教育学校とは

2015年の学校教育法改正により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度として規定

- ・ 目 的 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこと。
- ・ 修業年限 9年とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

4 基本方針策定の体制

基本方針は、保護者や有識者たる市民の意見を取り入れて策定することとし、「羽生市立学校適正規模審議会」（以下、「審議会」という。）を設置し、基本方針の素案作成について教育委員会から諮問します。

（「羽生市立学校適正規模審議会規程」より）

- ・ 審議会委員の定数 15名以内
- ・ 審議会委員の構成 小中学校校長、PTA会員、学識経験者

5 基本方針策定のスケジュール

基本方針は、次のスケジュールに基づき、令和2年度中（令和3年3月中）に策定することとします。

令和元年度	・ 審議会へ基本方針素案作成を諮問 ↓ ・ 第1回審議会開催 ↓ ・ 第2回審議会開催 ↓ ・ 基本方針素案作成 ↓
令和2年度	・ 市議会、PTA、地域への説明 ↓ ・ 第3回審議会開催 ↓ ・ パブリック・コメント実施 ↓ ・ 第4回審議会開催 教育委員会への答申 ↓ ・ 教育委員会で基本方針を決定 ↓ ・ 基本方針の公表